

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	担当課	回答(対応)内容の概要 (公表用)
4月	福祉	発達障害者を抱える家族のためのリフォームの助成について	<p>肢体不自由といった身体障害者のための住宅改修(階段の手すりや車いす用のトイレ設置などのバリアフリー改修)に関する補助金はあるようですが、自閉症等の発達障害者や知的障害者のために行う住宅改修(例えば、玄関の内鍵取付・防音室設置・危険箇所の格子設置)に関する助成が高知市には無いようですので、その理由をお教えいただきたい。</p>	障がい福祉課	<p>本市では、高知市住宅改修費給付事業実施要領に基づき住宅改修の助成を実施していますが、ご指摘のとおり、その対象は下肢・体幹などに比較的重度の身体障害を有する方を対象としており、知的障害や発達障害のある方は助成の対象とはなっていません。</p> <p>これは、住宅改修事業が国の日常生活用具制度(最大20万円)をベースとして実施していることから、上乗せ制度としての本市単独事業である障害者住宅リフォーム事業(最大75万円)についても、国が定める日常生活用具の対象要件に合わせて実施していることによるものであり、ご理解をいただきたいと思ます。</p> <p>ところで、バリアフリー(アクセシビリティ)の捉え方につきましては、歴史的には建築分野から始まりましたが、現在では、制度、情報、意識など様々な分野におけるバリアとして受け止められるようになりました。</p> <p>このため、本市では、支給対象品目の限定はありながらも補装具や日常生活用具の給付、あるいは様々な啓発事業を通じて、これらのバリア解消に向けた取組を進めるとともに、平成25年の障害者総合支援法の施行を受け、その対象を精神や発達障害、難病患者などに対象を広げてきたところです。</p> <p>このように、バリアフリーの捉え方や、障害福祉サービスの対象が広がっている状況をみたととき、障害者住宅リフォーム事業の対象を見直すための検討をする意義はあるものと存じますので、財源確保という課題はありますが、他都市の状況を含めまして調査・研究を行ってまいりたいと考えます。</p>